

回 答 書

No.	対象	頁	項目名	質問	回答
1	募集要項	2	公募参加の資格	活用について申請者にのみ許可するとありますが、申請者以外が運営開始後に有効活用事業を実施する場合は貴市と直接契約をされるという認識で良いでしょうか	本募集により提案のなかった区画及び日時については使用可能なため、岡崎市まちづくり推進課までご相談ください。なお、この場合においても申請者による転貸は禁止とします。
2	募集要項	4	事業者の決定の取消し	有効活用事業を提案させていただき、実施できないとなった場合は金額点がつくことから予定していた分の使用料を支払う以外に、実施できなかったことに対するペナルティ等はあるか	金額だけでなく提案内容も評価するため、原則実施をお願いします。実施できなかった場合の違約金はありませんが、その内容や規模、理由等により、『募集要項』P.11の「6 使用許可の取消し又は変更」及び「7 損害賠償」に記載のとおり使用許可の取消しや損害賠償等を検討することがあります。
3	様式 3		見積書	R7 と R8 年度に分けて金額記載することになっているが、R7 と R8 年度で月当たりの使用料が異なるのは問題ないか異なった場合の金額評価基準はどのように計算されるか	R7 と R8 年度で月当たりの使用料が異なるのは問題ありませんが、最低使用料を下回らないようにしてください。金額評価基準は募集要項 P. 3 及び P. 4 に記載のとおり、R7 と R8 年度の使用料の総額で評価します。
4	物件調書		資料 1	使用料は、使用許可期間（令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの期間で事業者が許可申請を出した日）から発生という理解で良いか。物件調書(資料 1)の令和 7 年度最低使用料は 10 月 1 日からの使用料が記載されているかと思うが、どちらが正しいのか	駐車場整備運営事業における使用料は、使用許可開始日（令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの期間で事業者が許可申請において使用開始を希望し、『資料 6-1 行政財産目的外使用許可書』の「(使用許可期間) 第 3 条」に記載される開始日）から発生します。なお、令和 7 年度の最低使用料は使用許可開始日が令和 7

					年 10 月の何日からであっても「資料 1 物件調書」に記載のとおりです。
5	募集要項	1	許可期間	事業者選定から許可開始期間が短く工事手配が間に合わない場合、最低、令和 7 年 10 月 31 日までに使用許可申請を行えば良いという理解で良いか	工事手配が間に合わない場合においても、令和 7 年 10 月 31 日までを使用許可開始日とし、1 週間前までを目安に申請をしてください。これよりがたい場合は、選定後速やかに許可申請してください。なお、使用料は使用開始日までにお支払いいただく必要があります。
6	募集要項	10	設置物について	設置物について、木杭及びトラロープは事業者にて処分とあるが、運営後は原状回復必要なのか	暫定活用期間中使用しない期間がある場合は、原則原状回復を必要としますが、詳細は本市との協議により決定します。
7	募集要項	10	太陽の城跡地利用調整会議	太陽の城跡地利用調整会議で提案内容の説明とありますが、基本的には提案した内容が何か覆ることはないという理解で良いでしょうか。また、出席予定の方々へは、事前に本公募の内容について理解を得ているという認識で良いか。	提案内容の実現に向けて地域の意見をいただく会議として開催いたしますが、近隣住民が受け入れ難い内容は変更が必要な場合があります。 本公募の内容については、事前に当会議に諮り理解を得ています。
8	募集要項	11	制限事項	転貸禁止と記載があるが、予約制駐車場の導入について、貴市が協定を結んでいる中部電力に委託しても良いか。	本募集への申込者以外への委託内容が、転貸にあたらないければ問題ありません。
9	資料 2		企画提案に係る審査	プレゼンテーションの参加可能人数と時間内訳(プレゼン・質疑)をご教示ください。	プレゼンテーション 5 分、質疑応答（ヒアリング） 20 分を予定しています。参加可能人数は、3 名までを目安としてください。
10	資料 2		整備・運営	整備前に整備計画書を提出とありますが、具体的にどのような資料をご教示ください。	協議依頼書、整備計画図面、機器や看板の図面（外観図含む）、工事工程表等により、整備内容が分かる資料を提出してください。

11	資料 4	2	料金について	駐車場料金は市と協議とありますが、運営開始後に変更する場合も協議が必要か。必要な場合にかかる時間をご教示ください。	公有地による事業のため、過度な料金設定になっていないかや料金設定理由、混雑対策等について確認を行います。そのため、運営開始後に変更する場合も協議が必要です。協議状況にもよりますが、1 週間程度要すると考えています。
12	資料 4	3	その他管理について (9)	3 回以上の草刈り実施とありますが、対象範囲は事業区域⑤のみなのか、有効活用用地①～③も全て含まれるのかご教示ください。現在貴市が実施している草刈りを業者委託している場合は委託先と金額をご教示ください	令和 7 年度は岩附造園(株)様に実施いただいています。当該業務委託には本募集以外の範囲を含んでいるため、正確な金額は不明です。 有効活用事業により長期間使用する場合は、本市との協議により草刈りをお願いする場合があります。
13	募集要項	10	設置物について	⑤を駐車場運営する際に運営に支障が生じると判断した既存設置物については、事業者にて撤去してよいか。活用終了時に原状回復必要なのか。	運営に支障が生じる場合は整備計画に記載の上で、市が承諾した場合は撤去いただいて問題ありません。原則原状回復を必要としますが、詳細は本市との協議により決定します。ただし、⑤区画北東側にある看板及び支柱の原状回復を求める予定は現状ありません。